

# 港湾工事共通仕様書一部改訂

平成22年3月

行又は項目	現行	改訂
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 目次	1-1-6 工事实績情報(工事カルテ)の作成・登録	1-1-6 工事实績情報(工事实績データ)の作成・登録
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-2 用語の定義	(記載なし)	15. 「技術検査職員」とは、「請負工事技術検査要領」に基づき技術検査を行うため、発注者が選任した者をいう。
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-2 用語の定義	15. ～ 25.	16. ～ 26.
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-2 用語の定義	(記載なし)	27. 「技術検査」とは、「請負工事技術検査要領」に基づき行うものをいい、請負代金の支払いを伴うものではない。
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-2 用語の定義	26. ～ 37.	28. ～ 39.
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-2 用語の定義	35. 「JIS」とは、日本工業規格をいう。また、設計図書のJIS製品記号は、JISの国際単位系(SI)移行(以下、「新JIS」という。)に伴い、すべて新JISの製品記号としているが、旧JISに対応した材料を使用する場合は、旧JIS製品記号に読み替えて使用することが出来る。	37. 「JIS」とは、日本工業規格をいう。
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-6	<p>1-1-6 工事实績情報(工事カルテ)の作成・登録</p> <p>請負者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事实績情報サービス(CORINS)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として「工事カルテ」を作成し監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日を除き10日以内に、完成時は工事完成後10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。(ただし、工事請負代金額500万円以上2,500万円未満の工事については、受注・訂正時のみ登録するものとする。)また、登録機関発行の「工事カルテ受領書」が請負者に届いた際には、その写しを直ちに監督職員に提出しなければならない。なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。</p> <p>また、変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみの変更の場合は、原則として登録を必要としない。</p> <p>ただし、工事請負代金2,500万円を超えて変更する場合には変更時登録を行うものとする。工事請負代金のみ変更の場合は、完成時に登録するものとする。</p>	<p>1-1-6 工事实績情報(工事实績データ)の作成・登録</p> <p>請負者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事实績情報システム(GORINS)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として「工事实績データ」を作成し監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日を除き10日以内に、完成時は工事完成後10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。(ただし、工事請負代金額500万円以上2,500万円未満の工事については、受注・訂正時のみ登録するものとする。)また、登録機関発行の「登録内容確認書」が請負者に届いた際には、その写しを直ちに監督職員に提出しなければならない。なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。</p> <p>また、変更登録時は、工事請負代金、工期、配置技術者に変更が生じた場合に行うものとする。</p> <p>工事請負代金2,500万円をまたいで変更する場合においても変更時登録を行うものとする。</p>

行又は項目	現行	改訂
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-15 調査・試験等	3. (1) (記載なし) (2) (3)	3. (1) (2)請負者は、施工計画書の提出に際して、その内容のヒアリングを監督職員から求められたときは、これに応じなければならない。 (3) (4)
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-24 工事完成検査	9. 請負者は、当該工事完成検査については、第1編1-1-22、6. を準用するものとする。	9. 請負者は、当該工事完成検査については、第1編1-1-22、4. の規定を準用するものとする。
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-25 既済部分検査等	(記載なし)	1. 既済部分検査 (4)請負者は、当該既済部分検査については、第1編1-1-22、4. の規定を準用するものとする。
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則	(記載なし)	<b>1-1-26 技術検査</b> 1. 請負者は、請負工事技術検査要領に基づく、技術検査を受けなければならない。 2. 完成技術検査は会計法第29条の11第2項の検査を実施するときに行うものとする。 3. 技術検査職員は、監督職員及び請負者の臨場の上、工事目的物を対象として設計図書と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。 (1)出来形、品質及び出来ばえの検査を行う。 (2)工事の実施状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。 4. 請負者は、当該技術検査については、第1編1-1-22、4. の規定を準用するものとする。
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則	1-1-26 ~ 1-1-28	1-1-27 ~ 1-1-29
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-29 現場作業環境の整備	<b>1-1-29 現場作業環境の整備</b> 請負者は、工事現場のイメージアップを図るため現場事務所、作業船内、休憩所又は作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域と積極的なコミュニケーション及び現場周辺の美化に努めなければならない。	

行又は項目	現行	改訂
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-31 諸法令、諸条例の遵守	1. (3) 下請代金支払遅滞等防止法 (昭和31年法律第120号)	1. (3) 下請代金支払遅滞等防止法 (昭和31年法律第120号)
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-31 諸法令、諸条例の遵守	(記載なし)	1. <b>(59) 航路標識法 (昭和24年法律第 99号)</b>
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-39 保険の付保及び事故の補償	6. 請負者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同組合に加入し、その掛金収納書の写しを工事請負契約締結後原則1ヶ月以内に、発注者に <b>提出</b> しなければならない。	6. 請負者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同組合に加入し、その掛金収納書を工事請負契約締結後原則1ヶ月以内に、発注者に <b>提出</b> しなければならない。
第1編 共通編 第1章 総則 第2節 施工管理 1-2-2 現場管理	4. 請負者は、当該工事において、建設工事に伴う騒音振動対策指針(建設大臣官房技術審議官通達、昭和62年3月30日)によって低騒音型・低振動型建設機械の使用を設計図書で義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定(平成9年7月31日付建設省告示第1536号、平成12年12月22日付建設省告示第2438号、平成13年4月9日付国土交通省告示第487号)に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種 <del>の</del> 調達が不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種又は対策をもって <b>協議</b> することができるものとする。	4. 請負者は、当該工事において、建設工事に伴う騒音振動対策 <b>技術</b> 指針(建設大臣官房技術審議官通達、昭和62年3月30日)によって低騒音型・低振動型建設機械の使用を設計図書で義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する <b>規程</b> (平成9年7月31日付建設省告示第1536号、平成12年12月22日付建設省告示第2438号、平成13年4月9日付国土交通省告示第487号)に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種 <del>の</del> 調達が不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種又は対策をもって <b>協議</b> することができるものとする。
第1編 共通編 第1章 総則 第2節 施工管理 1-2-2 現場管理	11. 請負者は、工事現場のイメージアップを図るため、現場事務所、作業員宿舎、休憩所または作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺の美装化に努めるものとする。 なお、実施にあたっては、事前に監督職員に計画書を提出しなければならない。	11. 請負者は、工事現場のイメージアップを図るため、現場事務所、 <b>作業船内</b> 、作業員宿舎、休憩所または作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺の美装化に努めるものとする。 なお、実施にあたっては、事前に監督職員に計画書を <b>提出</b> しなければならない。
第1編 共通編 第1章 総則 第2節 施工管理 1-2-12 創意工夫	請負者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、又は地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時まで <del>に</del> 所定の様式により提出することができる。	請負者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、又は地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時まで <del>に</del> 所定の様式により、 <b>監督職員に提出</b> することができる。
第1編 共通編 第1章 総則 第3節 安全管理 1-3-1 適用	11. 足場からの転落事故防止重点対策として、枠組み足場の設置を必要とする場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン(厚生労働省 平成15年4月)」によるものとする。なお、手すり先行工法の採用にあたっては、二段手すり及び幅木の機能を有するものでなければならない。	11. <del>足場からの転落事故防止重点対策として、枠組み足場の設置を必要とする場合は、</del> 請負者は、 <del>足場の施工にあたり、「手すり先行工法等に関するガイドライン(厚生労働省 平成21年4月)」によるものとする。</del> し、 <del>足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、全ての作業床においてなお、手すり先行工法の採用にあたっては、</del> 二段手すり及び幅木の機能を有するものでなければならない。

行又は項目	現行	改訂																												
第1編 共通編 第2章 材料 第1節 適用	<p>工事に使用する材料は、設計図書に品質規格を特に明示した場合を除き、この共通仕様書に示す規格に適合したもの、又はこれらと同等品以上の品質を有しなければならない。なお、請負者が同等品以上の品質を有するものとして、外国で生産された建設資材を用いる場合は、外国産資材の品質審査・証明事業を実施する機関が発行する外国産資材品質審査証明書(以下「外国産資材品質審査証明書」という。)あるいは、海外建設資材品質審査・証明事業を実施する機関が発行する海外建設資材品質審査証明書(以下「海外建設資材品質審査証明書」という。)を材料の品質を証明する資料とすることができる。</p> <p>ただし、監督職員が<b>承諾</b>した材料及び設計図書に明示されていない仮設材料については除くものとする。また、JIS規格が定まってない建設資材のうち、海外のJIS認定工場以外で生産された建設資材を使用する場合は、外国産資材品質審査証明書あるいは、海外建設資材品質審査証明書を<b>提出</b>しなければならない。ただし、JIS認定外の製品として生産・納入されている建設資材については、外国産資材品質審査証明書、海外建設資材品質審査証明書あるいは、日本国内の公的機関で実施した試験結果資料を<b>提出</b>するものとする。</p>	<p>工事に使用する材料は、設計図書に品質規格を特に明示した場合を除き、この共通仕様書に示す規格に適合したもの、又はこれらと同等品以上の品質を有しなければならない。なお、請負者が同等品以上の品質を有するものとして、外国で生産された建設資材を用いる場合は、外国産資材の品質審査・証明事業を実施する機関が発行する外国産資材品質審査証明書(以下「外国産資材品質審査証明書」という。)あるいは、海外建設資材品質審査・証明事業を実施する機関が発行する海外建設資材品質審査証明書(以下「海外建設資材品質審査証明書」という。)を材料の品質を証明する資料とすることができる。</p> <p>ただし、監督職員が<b>承諾</b>した材料及び設計図書に明示されていない仮設材料については除くものとする。また、JIS規格が定まってない建設資材のうち、海外のJIS <b>マーク表示認証</b>工場以外で生産された建設資材を使用する場合は、外国産資材品質審査証明書あるいは、海外建設資材品質審査証明書を<b>提出</b>しなければならない。ただし、JIS <b>マーク表示認証</b>外の製品として生産・納入されている建設資材については、外国産資材品質審査証明書、海外建設資材品質審査証明書あるいは、日本国内の公的機関で実施した試験結果資料を<b>提出</b>するものとする。                      注)ゴム防舷材については、品質規定の変更(世界標準PIANC2002へ準拠)に伴い、<b>ゴム防舷材耐久性証明書</b>が必要となるため、移行期間として平成24年3月31日までは、従前のとおり港湾工事共通仕様書(21年4月)によることのできるものとする。</p>																												
第1編 共通編 第2章 材料 第13節 防舷材 2-13-1 ゴム防舷材	1. 防舷材に使用するゴムは、次によるものとする。 (2)ゴムは、耐老化性、耐海水性、耐油性及び耐磨耗性等を有しなければならない。	注)ゴム防舷材については、平成24年3月31日までは従前のとおり港湾工事共通仕様書(21年4月)によることのできるものとする。 1. 防舷材に使用するゴムは、次によるものとする。 (2)ゴムは、耐老化性、耐海水性・ <b>耐オゾン性</b> を有し、 <b>更に表面に使用するゴムは、</b> 耐磨耗性等を有しなければならない。																												
第1編 共通編 第2章 材料 第13節 防舷材 2-13-1 ゴム防舷材	3. ゴムの物理的性質は、次によらなければならない。 (2)物理試験は、「表2-8ゴムの物理的性質」の試験項目を「JIS K 6250 ゴム-物理試験方法通則」「JIS K 6251-2004 加硫ゴム及び熱可塑性ゴム-引張特性の求め方」「JIS K 6253-2006 加硫ゴム及び熱可塑性ゴムの硬さ試験方法」「JIS K 6257-2003 加硫ゴム及び熱可塑性ゴム-熱老化特性の求め方」「JIS K 6262 加硫ゴム及び熱可塑性ゴムの永久ひずみ試験方法」によって行わなければならない。なお、硬さ、老化及び圧縮永久ひずみ試験は、次の方法によらなければならない。  <table border="0" data-bbox="450 858 1205 1050"> <tr> <td>硬さ試験(JIS K 6253)</td> <td>デュロメータ硬さ試験(タイプA)</td> </tr> <tr> <td>老化試験(JIS K 6257)</td> <td>ノーマルオープン法試験</td> </tr> <tr> <td></td> <td>試験温度 :70±1℃</td> </tr> <tr> <td></td> <td>試験時間 :96<sup>0</sup>/<sub>2</sub> 時間</td> </tr> <tr> <td>圧縮永久ひずみ試験(JIS K 6262)</td> <td>熱処理温度:70±1℃</td> </tr> <tr> <td></td> <td>熱処理時間:24<sup>0</sup>/<sub>2</sub> 時間</td> </tr> </table>	硬さ試験(JIS K 6253)	デュロメータ硬さ試験(タイプA)	老化試験(JIS K 6257)	ノーマルオープン法試験		試験温度 :70±1℃		試験時間 :96 <sup>0</sup> / <sub>2</sub> 時間	圧縮永久ひずみ試験(JIS K 6262)	熱処理温度:70±1℃		熱処理時間:24 <sup>0</sup> / <sub>2</sub> 時間	3. ゴムの物理的性質は、次によらなければならない。 (2)物理試験は、「表2-8ゴムの物理的性質」の試験項目を「JIS K 6250 ゴム-物理試験方法通則」「JIS K 6251 加硫ゴム及び熱可塑性ゴム-引張特性の求め方」「JIS K 6253 加硫ゴム及び熱可塑性ゴム- <b>硬さの求め方</b> 」「JIS K 6257 加硫ゴム及び熱可塑性ゴム-熱老化特性の求め方」「JIS K 6259 加硫ゴム及び熱可塑性ゴム- <b>耐オゾン性の求め方</b> 」によって行わなければならない。なお、硬さ、老化及び <b>耐オゾン性</b> 試験は、次の方法によらなければならない。  <table border="0" data-bbox="1211 858 2089 1125"> <tr> <td>硬さ試験(JIS K 6253)</td> <td>デュロメータ硬さ試験(タイプA)</td> </tr> <tr> <td>老化試験(JIS K 6257)</td> <td>ノーマルオープン法<b>A-2</b>試験</td> </tr> <tr> <td></td> <td>試験温度 :70±1℃</td> </tr> <tr> <td></td> <td>試験時間 :96<sup>+0</sup>/<sub>2</sub> 時間</td> </tr> <tr> <td><b>耐オゾン試験(JIS K 6259)</b></td> <td><b>オゾン濃度:50±5pphm</b></td> </tr> <tr> <td></td> <td><b>試験温度 :40±2℃</b></td> </tr> <tr> <td></td> <td><b>試験時間 :72時間</b></td> </tr> <tr> <td></td> <td><b>伸 度 :20±2%伸長</b></td> </tr> </table>	硬さ試験(JIS K 6253)	デュロメータ硬さ試験(タイプA)	老化試験(JIS K 6257)	ノーマルオープン法 <b>A-2</b> 試験		試験温度 :70±1℃		試験時間 :96 <sup>+0</sup> / <sub>2</sub> 時間	<b>耐オゾン試験(JIS K 6259)</b>	<b>オゾン濃度:50±5pphm</b>		<b>試験温度 :40±2℃</b>		<b>試験時間 :72時間</b>		<b>伸 度 :20±2%伸長</b>
硬さ試験(JIS K 6253)	デュロメータ硬さ試験(タイプA)																													
老化試験(JIS K 6257)	ノーマルオープン法試験																													
	試験温度 :70±1℃																													
	試験時間 :96 <sup>0</sup> / <sub>2</sub> 時間																													
圧縮永久ひずみ試験(JIS K 6262)	熱処理温度:70±1℃																													
	熱処理時間:24 <sup>0</sup> / <sub>2</sub> 時間																													
硬さ試験(JIS K 6253)	デュロメータ硬さ試験(タイプA)																													
老化試験(JIS K 6257)	ノーマルオープン法 <b>A-2</b> 試験																													
	試験温度 :70±1℃																													
	試験時間 :96 <sup>+0</sup> / <sub>2</sub> 時間																													
<b>耐オゾン試験(JIS K 6259)</b>	<b>オゾン濃度:50±5pphm</b>																													
	<b>試験温度 :40±2℃</b>																													
	<b>試験時間 :72時間</b>																													
	<b>伸 度 :20±2%伸長</b>																													

行又は項目	現行	改訂																																	
	<p style="text-align: center;">表2-8 ゴムの物理的性質</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>試験項目</th> <th>基準値</th> <th>試験規格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">強伸度試験</td> <td>引張強さ</td> <td>16MPa以上</td> </tr> <tr> <td>伸び</td> <td>350%以上</td> </tr> <tr> <td>硬さ</td> <td>72度以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">老化後</td> <td>引張強さ</td> <td>老化前値の80%以上</td> </tr> <tr> <td>伸び</td> <td>老化前値の80%以上</td> </tr> <tr> <td>硬さ</td> <td>老化前値の+8度以内かつ76度以下</td> </tr> <tr> <td>圧縮永久ひずみ試験</td> <td>30%以下</td> <td>JIS K 6262</td> </tr> </tbody> </table> <p>4. 防舷材の取付金具の種類、材質及び形状寸法は、設計図書のとおりとする。</p>	試験項目	基準値	試験規格	強伸度試験	引張強さ	16MPa以上	伸び	350%以上	硬さ	72度以下	老化後	引張強さ	老化前値の80%以上	伸び	老化前値の80%以上	硬さ	老化前値の+8度以内かつ76度以下	圧縮永久ひずみ試験	30%以下	JIS K 6262	<p style="text-align: center;">表2-8 ゴムの物理的性質</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>試験項目</th> <th>基準値</th> <th>試験規格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">促進老化試験</td> <td>引張強さ</td> <td>加熱前値の80%以上</td> </tr> <tr> <td>伸び</td> <td>加熱前値の80%以上</td> </tr> <tr> <td>硬さ</td> <td>加熱前値の+8を越えないこと</td> </tr> <tr> <td>耐オゾン性</td> <td>静的オゾン劣化</td> <td>72時間後に目視でき裂発生がないこと</td> </tr> </tbody> </table> <p>4. ゴム防舷材の耐久性は次の性能を有するものとする。耐久性を有することについて、請負者は、ゴム防舷材耐久性証明事業を実施する機関の証明書を事前に監督職員に提出し、承諾を得なければならない。</p> <p>耐久性：市販されている形状・性能等級が同等な最小サイズ以上の防舷材を用い、最大150秒間隔でメーカーの定める標準歪率まで3,000回の繰り返し圧縮試験を実施してもクラックや欠陥がないこと。</p> <p>5. 防舷材の取付金具の種類、材質及び形状寸法は、設計図書のとおりとする。</p>	試験項目	基準値	試験規格	促進老化試験	引張強さ	加熱前値の80%以上	伸び	加熱前値の80%以上	硬さ	加熱前値の+8を越えないこと	耐オゾン性	静的オゾン劣化	72時間後に目視でき裂発生がないこと
試験項目	基準値	試験規格																																	
強伸度試験	引張強さ	16MPa以上																																	
	伸び	350%以上																																	
	硬さ	72度以下																																	
老化後	引張強さ	老化前値の80%以上																																	
	伸び	老化前値の80%以上																																	
	硬さ	老化前値の+8度以内かつ76度以下																																	
圧縮永久ひずみ試験	30%以下	JIS K 6262																																	
試験項目	基準値	試験規格																																	
促進老化試験	引張強さ	加熱前値の80%以上																																	
	伸び	加熱前値の80%以上																																	
	硬さ	加熱前値の+8を越えないこと																																	
耐オゾン性	静的オゾン劣化	72時間後に目視でき裂発生がないこと																																	
第1編 共通編 第2章 材料 第15節 車止め・緑金物 2-15-1 車止め・緑金物	2. 鋼製 (3)塗料は、溶融亜鉛めっき専用塗料を使用しなければならない。	2. 鋼製 (3)請負者は、製作に先立ち塗料について、監督職員の承諾を得なければならない。																																	
第1編 共通編 第2章 材料 第17節 コンクリート 2-17-2 レディーミクストコンクリート	2. 請負者は、コンクリートの製造に先立ち、配合報告書を監督職員に提出しなければならない。	2. 請負者は、コンクリートの製造に先立ち、配合計画書を監督職員に提出しなければならない。																																	
第1編 共通編 第2章 材料 第17節 コンクリート 2-17-3 コンクリートミキサー船	2. 請負者は、施工に先立ち指定事項に基づき示方配合を定めなければならない。また、配合報告書を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。	2. 請負者は、施工に先立ち指定事項に基づき示方配合を定めなければならない。また、配合計画書を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。																																	
第1編 共通編 第2章 材料 第17節 コンクリート 2-17-4 現場練りコンクリート	3. 請負者は、施工に先立ち指定事項に基づき示方配合を定めなければならない。また、配合報告書を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。	3. 請負者は、施工に先立ち指定事項に基づき示方配合を定めなければならない。また、配合計画書を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。																																	
第1編 共通編 第4章 無筋・鉄筋コンクリート 第2節 適用すべき諸基準	国土交通省 アルカリ骨材反応抑制対策について (平成14年7月31日 国官技第114号、国港環第37号、国空建第80号)	国土交通省 アルカリ骨材反応抑制対策について (平成14年7月31日 国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)																																	

行又は項目	現行	改訂
第1編 共通編 第4章 無筋・鉄筋コンクリート 第2節 レディーミストコンクリート 4-3-2 工場の選定	1. 請負者は、レディーミストコンクリートを用いる場合には、JISマーク表示認定工場または、JISマーク表示認定工場(改正工業標準化法(平成16年6月9日公布)に基づき国に登録された民間の第三者機関(登録認証機関)により認証を受けた工場)で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者(コンクリート主任技士等)が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場(全国品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等)から選定し、JIS A 5308(レディーミストコンクリート)に適合するものを用いなければならない。これ以外の場合は、本条第3、4項の規定によるものとする。	1. 請負者は、レディーミストコンクリートを用いる場合には、JISマーク表示認定工場(改正工業標準化法(平成16年6月9日公布)に基づき国に登録された民間の第三者機関(登録認証機関)により認証を受けた工場)で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者(コンクリート主任技士等)が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場(全国品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等)から選定し、「JIS A 5308 <del>(レディーミストコンクリート)</del> 」に適合するものを用いなければならない。これ以外の場合は、本条第3、4項の規定によるものとする。
第1編 共通編 第4章 無筋・鉄筋コンクリート 第2節 レディーミストコンクリート 4-3-2 工場の選定	2. 請負者は、JISマーク表示認定工場で製造された「JIS A 5308 レディーミストコンクリート」により粗骨材の最大寸法、空気量、スランプ、水セメント比及び呼び強度等が指定されるレディーミストコンクリートについては、製造会社の材料試験結果、配合の決定に関する確認資料を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに、検査時に提出しなければならない。	2. 請負者は、JISマーク表示 <b>認証</b> 工場で製造された「JIS A 5308 (レディーミストコンクリート)」により粗骨材の最大寸法、空気量、スランプ、水セメント比及び呼び強度等が指定されるレディーミストコンクリートについては、製造会社の材料試験結果、配合の決定に関する確認資料を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに、検査時に <b>提出</b> しなければならない。
第1編 共通編 第4章 無筋・鉄筋コンクリート 第2節 レディーミストコンクリート 4-3-2 工場の選定	3. 請負者は、JISマーク表示認定工場が工事現場近くに見当たらない場合は、使用する工場について、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを <b>確認</b> の上、その資料により監督職員の <b>確認</b> を得なければならない。 なお、コンクリートの製造、施工、試験、 <b>検査</b> 及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場から選定しなくてはならない。	3. 請負者は、JISマーク表示 <b>認証</b> 工場が工事現場近くに見当たらない場合は、使用する工場について、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを <b>確認</b> の上、その資料により監督職員の <b>確認</b> を得なければならない。 なお、コンクリートの製造、施工、試験、 <b>検査</b> 及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場から選定しなくてはならない。
第1編 共通編 第4章 無筋・鉄筋コンクリート 第2節 レディーミストコンクリート 4-3-2 工場の選定	4. 請負者は、JISマーク表示認定工場でない工場で製造されたレディーミストコンクリート及びJISマーク表示認定工場であっても「JIS A 5308 レディーミストコンクリート」以外のレディーミストコンクリートについてを用いる場合は、設計図書及び第1編4-5-3材料の計量及び練混ぜ、配合に臨場するとともに製造会社の材料試験結果、配合の決定に関する <b>確認</b> 資料により監督職員の <b>確認</b> を得なければならない。	4. 請負者は、JISマーク表示 <b>認証</b> 工場でない工場で製造されたレディーミストコンクリート及びJISマーク表示 <b>認証</b> 工場であっても「JIS A 5308 レディーミストコンクリート」以外のレディーミストコンクリートについてを用いる場合は、設計図書及び第1編4-5-3材料の計量及び練混ぜ、配合に臨場するとともに製造会社の材料試験結果、配合の決定に関する <b>確認</b> 資料により監督職員の <b>確認</b> を得なければならない。
第1編 共通編 第4章 無筋・鉄筋コンクリート 第2節 レディーミストコンクリート 4-3-2 工場の選定	5. 請負者は、レディーミストコンクリートの品質を確かめるための <b>検査</b> を「JIS A 5308 レディーミストコンクリート」により実施しなければならない。なお、生産者等に <b>検査</b> のため試験を代行させる場合は請負者がその試験に臨場しなければならない。また現場練りコンクリートについても、これに準ずるものとする。	5. 請負者は、レディーミストコンクリートの品質を確かめるための <b>検査</b> を「JIS A 5308 レディーミストコンクリート」により実施しなければならない。なお、生産者等に <b>検査</b> のため試験を代行させる場合は請負者がその試験に臨場しなければならない。また現場練りコンクリートについても、これに準ずるものとする。
第1編 共通編 第4章 無筋・鉄筋コンクリート 第14節 水中不分離性コンクリート 4-14-1 一般事項	本節は、水中コンクリート構造物に用いる水中不分離性コンクリートの施工に関する一般的事項を取り扱うものとする。なお、本節に定めのない事項は、第1編第4章第3節レディーミストコンクリート、第4節コンクリートミキサ一船、第5節現場練りコンクリート、第10章鉄筋工及び第11節型枠・支保及び足場工の規定によるものとする。	本節は、水中コンクリート構造物に用いる水中不分離性コンクリートの施工に関する一般的事項を取り扱うものとする。なお、本節に定めのない事項は、第1編第4章第3節レディーミストコンクリート、第4節コンクリートミキサ一船、第5節現場練りコンクリート、第10章鉄筋工及び第11節型枠 <b>及び</b> 支保 <b>工</b> の規定によるものとする。

行又は項目	現行	改訂																										
第1編 共通編 第4章 無筋・鉄筋コンクリート 第15節 プレバッドコンクリート 4-15-1 一般事項	本節は、プレバッドコンクリートの施工に関する一般的事項を取り扱うものとする。なお、本節に定めのない事項は、第1編第4章第3節レディーミクストコンクリート、第4節コンクリートミキサー船、第5節現場練りコンクリート、第6節運搬打設工、第10節鉄筋工及び第11節型枠・支保及び足場工の規定によるものとする。	本節は、プレバッドコンクリートの施工に関する一般的事項を取り扱うものとする。なお、本節に定めのない事項は、第1編第4章第3節レディーミクストコンクリート、第4節コンクリートミキサー船、第5節現場練りコンクリート、第6節運搬打設工、第10節鉄筋工及び第11節型枠支保工の規定によるものとする。																										
第1編 共通編 第5章 一般施工 第3節 共通の工種 5-3-2 共通事項	8. バージアンローダー揚土	8. バージアンローダ揚土																										
第1編 共通編 第5章 一般施工 第3節 共通の工種 5-3-20 アスファルト舗装工	3. 基層 (4) ③瀝青材料の散布は、乳剤温度を管理し、設計図書に定める量を均一に散布するものとする。	3. 基層 (4) ③瀝青材料の散布は、乳剤温度を管理し、設計図書に定める量を均一に散布するものとする。																										
第1編 共通編 第5章 一般施工 第3節 共通の工種 5-3-20 アスファルト舗装工	4. 表層 (4) ③瀝青材料の散布は、乳剤温度を管理し、設計図書に定める量を均一に散布するものとする。	4. 表層 (4) ③瀝青材料の散布は、乳剤温度を管理し、設計図書に定める量を均一に散布するものとする。																										
第1編 共通編 第5章 一般施工 第1節 適用	1. 本章は、各工事において共通的に使用する工種、土捨工…………… ……………雑工その他これらの類する工種について適用するものとする。	1. 本章は、各工事において共通的に使用する工種、土捨工…………… ……………雑工その他これらの類する工種について適用するものとする。 注)ゴム防舷材については、品質規定の変更(世界標準PIANC2002へ準拠)に伴い、ゴム防舷材耐久性証明書が必要となるため、移行期間として平成24年3月31日までは従前どおり港湾工事共通仕様書(21年4月)によることができるものとする。																										
第1編 共通編 第5章 一般施工 第17節 付属工 5-17-3 防舷材工	1. 防舷材 (1) 製作 ①ゴム防舷材 ロ)ゴム防舷材の形状寸法及びボルト孔の寸法に関する許容範囲は、「表5-2形状寸法の許容範囲」及び「表5-3ボルト孔寸法の許容範囲」に示すとおりとする。 <table border="1" data-bbox="548 1061 1048 1193"> <caption>表5-2 形状寸法の許容範囲</caption> <thead> <tr> <th>寸法</th> <th>長さ・幅・高さ</th> <th>肉厚</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">許容範囲</td> <td>+4%</td> <td>+8%</td> </tr> <tr> <td>-2%</td> <td>-2%</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>(ただし、300H以下は、+10%、-5%)</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="548 1212 1048 1281"> <caption>表5-3 ボルト孔寸法の許容範囲</caption> <thead> <tr> <th>寸法</th> <th>ボルト孔径</th> <th>ボルト孔中心間隔</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>許容範囲</td> <td>±2mm</td> <td>±4mm</td> </tr> </tbody> </table>	寸法	長さ・幅・高さ	肉厚	許容範囲	+4%	+8%	-2%	-2%			(ただし、300H以下は、+10%、-5%)	寸法	ボルト孔径	ボルト孔中心間隔	許容範囲	±2mm	±4mm	1. 防舷材 注)ゴム防舷材については、平成24年3月31日までは従前どおり港湾工事共通仕様書(21年4月)によることができるものとする。 (1) 製作 ①ゴム防舷材 ロ)ゴム防舷材の形状寸法及びボルト孔の寸法に関する許容範囲は、「表5-2 形状寸法及びボルト孔寸法の許容範囲」 <table border="1" data-bbox="1384 1098 1944 1198"> <caption>表5-2 形状寸法及びボルト孔寸法の許容範囲</caption> <thead> <tr> <th>寸法</th> <th>長さ・幅・高さ</th> <th>ボルト孔径</th> <th>ボルト孔中心間隔</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">許容範囲</td> <td>+4%</td> <td rowspan="2">±2mm</td> <td rowspan="2">±4mm</td> </tr> <tr> <td>-2%</td> </tr> </tbody> </table>	寸法	長さ・幅・高さ	ボルト孔径	ボルト孔中心間隔	許容範囲	+4%	±2mm	±4mm	-2%
寸法	長さ・幅・高さ	肉厚																										
許容範囲	+4%	+8%																										
	-2%	-2%																										
		(ただし、300H以下は、+10%、-5%)																										
寸法	ボルト孔径	ボルト孔中心間隔																										
許容範囲	±2mm	±4mm																										
寸法	長さ・幅・高さ	ボルト孔径	ボルト孔中心間隔																									
許容範囲	+4%	±2mm	±4mm																									
	-2%																											
第1編 共通編 第5章 一般施工 第17節 付属工 5-17-3 防舷材工	(1) 製作 ①ゴム防舷材 ハ)ゴム防舷材の性能試験は、次によらなければならない。 (ロ)試験は、防舷材の標準性能曲線により求まるエネルギー吸収値と反力値との比が最大となるまで圧縮しなければならない。性能は、圧縮中に吸収されたエネルギー及び発生した最大反力値をもって、表さなければならない。なお、性能試験による試験値は、規定値に対して、最大反力値はそれ以下、エネルギー吸収値はそれ以上でなければならない。	(1) 製作 ①ゴム防舷材 ハ)ゴムの性能試験は、次によらなければならない。 (ロ)試験は、すくなくともメーカーが推奨する最大設計歪みまで圧縮を行うものとする。また、性能は防舷材に要求される吸収エネルギーとそれまでに発生した最大反力値をもって、表さなければならない。なお、性能曲線による試験値は、規定に対して、最大反力値はそれ以下、エネルギー吸収値はそれ以上でなければならない。																										

行又は項目	現行	改訂
第1編 共通編 第5章 一般施工 第17節 付属工 5-17-3 防舷材工		(ハ)防舷材の設計において、温度や接岸速度がゴム防舷材の性能に及ぼす影響を考慮している場合には、品質管理の観点から温度係数・速度係数を表す性能を示すデータを事前に監督職員に提出し承諾を得なければならない。(「防舷材システム設計の指針2002(国際航路協会)参照」)
第1編 共通編 第5章 一般施工 第17節 付属工 5-17-3 防舷材工	(1)製 作 ①ゴム防舷材 ニ)請負者は、ゴム防舷材本体には、次の事項を表示しなければならない。 (ニ)ゴ ム 質	(1)製 作 ①ゴム防舷材 ニ)請負者は、ゴム防舷材本体には、次の事項を表示しなければならない。 (ニ)品番(タイプ、性能等級)
第1編 共通編 第5章 一般施工 第17節 付属工 5-17-4 車止・緑金物工	1. 車止・緑金物 (1)製 作 ①鋼製 イ)車止めは、溶融亜鉛めっきを施さなければならない。亜鉛の付着量は、「JIS H8641 溶融亜鉛めっき2種(HDZ55)」の550g/m <sup>2</sup> 以上とする。また、試験方法は、「JIS H 0401 溶融亜鉛めっき試験方法」によらなければならない。	1. 車止・緑金物 (1)製 作 ①鋼製(溶融亜鉛めっき) イ)亜鉛の付着量は、「JIS H8641 溶融亜鉛めっき」2種(HDZ55)の550g/m <sup>2</sup> 以上とする。また、試験方法は、「JIS H 0401 溶融亜鉛めっき試験方法」によらなければならない。
第1編 共通編 第5章 一般施工 第17節 付属工 5-17-4 車止・緑金物工	1. 車止・緑金物 (1)製 作 ②その他 鋼製以外の車止めの製作は、設計図書の定めによるものとする。	1. 車止・緑金物 (1)製 作 ②その他 鋼製(溶融亜鉛めっき)以外の車止めの製作は、設計図書の定めによるものとする。
第1編 共通編 第5章 一般施工 第17節 付属工 5-17-4 車止・緑金物工	1. 車止・緑金物 (2)施 工 ①鋼製 ハ)車止めは、設計図書に定めのない場合、「JIS Z9101 安全色彩使用通則」に規定する黄と黒のしま模様でなければならない。(但し、緑金物は除く。)なお、しまの幅は 20cm、傾斜は右上がり 60度でなければならない。	1. 車止・緑金物 (2)施 工 ①鋼製(溶融亜鉛めっき) ハ)車止めは、設計図書に定めのない場合、「JIS Z9101 安全色及び安全標識—産業環境及び室内用安全標識のデザイン通則」に規定する黄と黒のしま模様でなければならない。(但し、緑金物は除く。)なお、しまの幅は 20cm、傾斜は右上がり 60度でなければならない。
第1編 共通編 第5章 一般施工 第17節 付属工 5-17-4 車止・緑金物工	1. 車止・緑金物 (2)施 工 ②その他 鋼製以外の車止めの施工は、設計図書の定めによるものとする。	1. 車止・緑金物 (2)施 工 ②その他 鋼製(溶融亜鉛めっき)以外の車止めの施工は、設計図書の定めによるものとする。
第1章 航路、泊地、船だまり 第5節 埋立工 1-5-7 揚土埋立工	1. バージンアンローダー揚土 バージンアンローダー揚土の施工については、第1編5-3-2、8. バージンアンローダー揚土の規定によるものとする。	1. バージンアンローダ揚土 バージンアンローダ揚土の施工については、第1編5-3-2、8. バージンアンローダ揚土の規定によるものとする。

行又は項目	現行	改訂
港湾工事品質管理基準 目次	1-1 一般事項 …………… 2-210	1-1 一般事項 …………… 2-212
港湾工事品質管理基準 3. 骨材 3-1 セメントコンクリート用骨材	区分 1)JISマーク表示認定工場製品 品質規格 JISマーク表示認定工場製品以外・現場練りコンクリートを適用する。 区分 2)JISマーク表示認定工場製品以外・現場練りコンクリート	区分 1)JISマーク表示 <b>認証</b> 工場製品 品質規格: JISマーク表示 <b>認証</b> 工場製品以外・現場練りコンクリートを適用する。 区分 2)JISマーク表示 <b>認証</b> 工場製品以外・現場練りコンクリート
港湾工事品質管理基準 6. セメント及び混和材料 6-1 セメント	区分 1)JIS工場製品 品質規格:JIS工場製品以外・現場練りコンクリートを適用する。 区分 2)JIS工場製品以外・現場練りコンクリート	区分 1)JIS <b>マーク表示認証</b> 工場製品 品質規格: JISマーク表示 <b>認証</b> 工場製品以外・現場練りコンクリートを適用する。 区分 2)JIS <b>マーク表示認証</b> 工場製品以外・現場練りコンクリート
港湾工事品質管理基準 6. セメント及び混和材料 6-2 混和材料	区分 1)JIS工場製品 品質規格:JIS工場製品以外・現場練りコンクリートを適用する。 区分 2)JIS工場製品以外・現場練りコンクリート	区分 1)JIS <b>マーク表示認証</b> 工場製品 品質規格: JISマーク表示 <b>認証</b> 工場製品以外・現場練りコンクリートを適用する。 区分 2)JIS <b>マーク表示認証</b> 工場製品以外・現場練りコンクリート
港湾工事品質管理基準 6. セメント及び混和材料 6-3 コンクリート用水	区分 1)JIS工場製品 品質規格:JIS工場製品以外・現場練りコンクリートを適用する。 区分 2)JIS工場製品以外・現場練りコンクリート水(上水以外)	区分 1)JIS <b>マーク表示認証</b> 工場製品 品質規格: JISマーク表示 <b>認証</b> 工場製品以外・現場練りコンクリートを適用する。 区分 2)JIS <b>マーク表示認証</b> 工場製品以外・現場練りコンクリート水(上水以外)
港湾工事品質管理基準 12. 防舷材 12-1 ゴム防舷材	区分 1)ゴム防舷材 管理項目:材質 の品質規格欄 JIS K 6262	区分 1)ゴム防舷材 管理項目:材質 の品質規格欄 JIS K 6259 <b>備考:平成24年3月31日までは従前どおり港湾工事共通仕様書(21年4月)によることができるもの</b>
	区分 1)ゴム防舷材 管理項目:材質 の測定頻度欄 製造前 ロットに使用した練りゴム より資料1セット	区分 1)ゴム防舷材 管理項目:材質 の測定頻度欄 製造前 ロットに使用した練りゴム より <b>試料</b> 1セット
	区分 1)ゴム防舷材 管理項目:形状寸法 の管理内容欄 長さ、幅、高さ、肉厚(測定可能なもの)、ボルトの穴径及び中心間隔等	区分 1)ゴム防舷材 管理項目:形状寸法 の管理内容欄 長さ、幅、高さ、ボルトの穴径及び中心間隔等


行又は項目	現行	改訂																																				
港湾工事品質管理基準 15. マット 15-1 アスファルトマット	区分 1)アスファルトマット	区分 1)アスファルトマット(洗掘防止)																																				
港湾工事品質管理基準 15. マット 15-1 アスファルトマット 区分 2)摩擦増大マット	<table border="0"> <tr> <td>管理項目: 材質</td> <td>管理内容</td> <td>空欄</td> </tr> <tr> <td></td> <td>管理方法</td> <td>空欄</td> </tr> <tr> <td></td> <td>品質規格</td> <td>空欄</td> </tr> <tr> <td></td> <td>測定頻度</td> <td>空欄</td> </tr> <tr> <td></td> <td>結果の整理方法</td> <td>空欄</td> </tr> <tr> <td></td> <td>備考</td> <td>15-1-1アスファルトマットを適用する。</td> </tr> </table>	管理項目: 材質	管理内容	空欄		管理方法	空欄		品質規格	空欄		測定頻度	空欄		結果の整理方法	空欄		備考	15-1-1アスファルトマットを適用する。	<table border="0"> <tr> <td>管理項目: 材質</td> <td>管理内容</td> <td>合材の配合、合材の強度、アスファルトマットの針入度が㊦に適合していること。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>管理方法</td> <td>製造工場の試験成績表により確認</td> </tr> <tr> <td></td> <td>品質規格</td> <td>㊦第1編2-16-1又は㊦による。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>測定頻度</td> <td>1,000m2に1回</td> </tr> <tr> <td></td> <td>結果の整理方法</td> <td>試験成績表及び配合表を提出</td> </tr> <tr> <td></td> <td>備考</td> <td>17-1アスファルト舗装を適用する。</td> </tr> </table>	管理項目: 材質	管理内容	合材の配合、合材の強度、アスファルトマットの針入度が㊦に適合していること。		管理方法	製造工場の試験成績表により確認		品質規格	㊦第1編2-16-1又は㊦による。		測定頻度	1,000m2に1回		結果の整理方法	試験成績表及び配合表を提出		備考	17-1アスファルト舗装を適用する。
管理項目: 材質	管理内容	空欄																																				
	管理方法	空欄																																				
	品質規格	空欄																																				
	測定頻度	空欄																																				
	結果の整理方法	空欄																																				
	備考	15-1-1アスファルトマットを適用する。																																				
管理項目: 材質	管理内容	合材の配合、合材の強度、アスファルトマットの針入度が㊦に適合していること。																																				
	管理方法	製造工場の試験成績表により確認																																				
	品質規格	㊦第1編2-16-1又は㊦による。																																				
	測定頻度	1,000m2に1回																																				
	結果の整理方法	試験成績表及び配合表を提出																																				
	備考	17-1アスファルト舗装を適用する。																																				
	管理項目: (記載なし)	<table border="0"> <tr> <td>管理項目: 外観</td> <td>管理内容</td> <td>空欄</td> </tr> <tr> <td></td> <td>管理方法</td> <td>空欄</td> </tr> <tr> <td></td> <td>品質規格</td> <td>空欄</td> </tr> <tr> <td></td> <td>測定頻度</td> <td>空欄</td> </tr> <tr> <td></td> <td>結果の整理方法</td> <td>空欄</td> </tr> <tr> <td></td> <td>備考</td> <td>15-1-1アスファルトマット(洗掘防止)を適用する。</td> </tr> </table>	管理項目: 外観	管理内容	空欄		管理方法	空欄		品質規格	空欄		測定頻度	空欄		結果の整理方法	空欄		備考	15-1-1アスファルトマット(洗掘防止)を適用する。																		
管理項目: 外観	管理内容	空欄																																				
	管理方法	空欄																																				
	品質規格	空欄																																				
	測定頻度	空欄																																				
	結果の整理方法	空欄																																				
	備考	15-1-1アスファルトマット(洗掘防止)を適用する。																																				
	<table border="0"> <tr> <td>管理項目: 形状寸法</td> <td>備考欄</td> <td>15-1-1アスファルトマットを適用する。</td> </tr> </table>	管理項目: 形状寸法	備考欄	15-1-1アスファルトマットを適用する。	<table border="0"> <tr> <td>管理項目: 形状寸法</td> <td>備考欄</td> <td>15-1-1アスファルトマット(洗掘防止)を適用する。</td> </tr> </table>	管理項目: 形状寸法	備考欄	15-1-1アスファルトマット(洗掘防止)を適用する。																														
管理項目: 形状寸法	備考欄	15-1-1アスファルトマットを適用する。																																				
管理項目: 形状寸法	備考欄	15-1-1アスファルトマット(洗掘防止)を適用する。																																				
港湾工事品質管理基準 16. コンクリート 16-1 レディーミクストコンクリート	<table border="0"> <tr> <td>区分 1)JIS工場製品</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>管理項目: 配合</td> <td>の管理方法欄</td> <td>レディーミクストコンクリート配合報告書の確認</td> </tr> <tr> <td>管理項目: 配合</td> <td>の結果整理方法欄</td> <td>配合報告書を提出</td> </tr> <tr> <td>管理項目: 配合</td> <td>の測定頻度欄</td> <td>JIS 工場製品以外で監督職員が指示した時</td> </tr> </table>	区分 1)JIS工場製品			管理項目: 配合	の管理方法欄	レディーミクストコンクリート配合報告書の確認	管理項目: 配合	の結果整理方法欄	配合報告書を提出	管理項目: 配合	の測定頻度欄	JIS 工場製品以外で監督職員が指示した時	<table border="0"> <tr> <td>区分 1)JISマーク表示認証工場製品</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>管理項目: 配合</td> <td>の管理方法欄</td> <td>レディーミクストコンクリート配合計画書の確認</td> </tr> <tr> <td>管理項目: 配合</td> <td>の結果整理方法欄</td> <td>配合計画書を提出</td> </tr> <tr> <td>管理項目: 配合</td> <td>の測定頻度欄</td> <td>JISマーク表示認証工場製品以外で監督職員が指示した時</td> </tr> </table>	区分 1)JISマーク表示認証工場製品			管理項目: 配合	の管理方法欄	レディーミクストコンクリート配合計画書の確認	管理項目: 配合	の結果整理方法欄	配合計画書を提出	管理項目: 配合	の測定頻度欄	JISマーク表示認証工場製品以外で監督職員が指示した時												
区分 1)JIS工場製品																																						
管理項目: 配合	の管理方法欄	レディーミクストコンクリート配合報告書の確認																																				
管理項目: 配合	の結果整理方法欄	配合報告書を提出																																				
管理項目: 配合	の測定頻度欄	JIS 工場製品以外で監督職員が指示した時																																				
区分 1)JISマーク表示認証工場製品																																						
管理項目: 配合	の管理方法欄	レディーミクストコンクリート配合計画書の確認																																				
管理項目: 配合	の結果整理方法欄	配合計画書を提出																																				
管理項目: 配合	の測定頻度欄	JISマーク表示認証工場製品以外で監督職員が指示した時																																				
港湾工事品質管理基準 16. コンクリート 16-1 レディーミクストコンクリート	<table border="0"> <tr> <td>管理項目: コンクリート温度</td> <td>の備考欄</td> <td>配合報告書の「指定事項」と対比</td> </tr> </table>	管理項目: コンクリート温度	の備考欄	配合報告書の「指定事項」と対比	<table border="0"> <tr> <td>管理項目: コンクリート温度</td> <td>の備考欄</td> <td>配合計画書の「指定事項」と対比</td> </tr> </table>	管理項目: コンクリート温度	の備考欄	配合計画書の「指定事項」と対比																														
管理項目: コンクリート温度	の備考欄	配合報告書の「指定事項」と対比																																				
管理項目: コンクリート温度	の備考欄	配合計画書の「指定事項」と対比																																				

行又は項目	現行	改訂
港湾工事品質管理基準 16. コンクリート 16-4 暑中コンクリート	管理項目：水及び骨材の温度 の備考欄 その他の項目は、レディーミクストコンクリート・現場練コンクリートを適用する。	管理項目：水及び骨材の温度 の備考欄 その他の項目は、レディーミクストコンクリート・現場練 <del>リ</del> コンクリートを適用する。
港湾工事品質管理基準 16. コンクリート 16-5 寒中コンクリート	管理項目：水及び骨材の温度 の備考欄 その他の項目は、レディーミクストコンクリート・現場練コンクリートを適用する。	管理項目：水及び骨材の温度 の備考欄 その他の項目は、レディーミクストコンクリート・現場練 <del>リ</del> コンクリートを適用する。
港湾工事品質管理基準 様式・品質3-1 様式・品質12-1 様式・品質16-1 様式・品質16-2 様式・品質16-3	現場代理人 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">㊞</span>	<del>㊞ を削除。</del> 現場代理人
港湾工事品質管理基準 様式・品質12-1 防舷材形状管理表(例) (別紙)防舷材形状測定箇所(例)	肉厚d1 底版厚d2 d	

行又は項目	現行	改訂
港湾工事出来形管理基準 目次	1-13 コンクリート舗装 …………… 2-230	1-13 コンクリート舗装 …………… 2-300
	1-15 植生工 …………… 2-304 3. 海上地盤改良工	1-15 植生工 …………… 2-304 2. 土捨工 …………… 2-306 3. 海上地盤改良工
港湾工事出来形管理基準 目次 [ 参 考 ]	様式・出来形 17-3-1 ;土砂掘削出来形管理表 …………… 2-353	様式・出来形 17-3-1 ;土砂掘削出来形管理表 …………… 2-393
港湾工事出来形管理基準 1. 共通の工種 1-1 圧密・排水工	工種 1. サンドドレーン 管理項目:位置 測定方法: トランシット及び光波測距儀等により測定 許容範囲: ㊸による。 備考 : 自動位置決め装置を使用している場合、その作動状況が 確認されていれば不要	工種 1. サンドドレーン 管理項目:位置 測定方法: 自動位置決め装置による。 許容範囲: トランシット及び光波測距儀等により測定する場合は㊸による。 備考 : 自動位置決め装置の作動状況が確認されていれば不要。
港湾工事出来形管理基準 1. 共通の工種 1-1 圧密・排水工	工種 1. サンドドレーン 管理項目:天端高、先端深度 備考 : +;設計値より浅いことをいう。-;設計値より深いことをいう。	工種 1. サンドドレーン 管理項目:天端高、先端深度 備考 : +;設計値より浅い(高い)ことをいう。-;設計値より深い(低い)ことをいう。( )は陸上。
港湾工事出来形管理基準 1. 共通の工種 1-1 圧密・排水工	工種 4. ペーパードレーン 管理項目:位置 測定方法: トランシット及び光波測距儀等により測定 許容範囲: ㊸による。 備考 : 自動位置決め装置を使用している場合、その作動状況が 確認されていれば不要	工種 4. ペーパードレーン 管理項目:位置 測定方法: 自動位置決め装置による。 許容範囲: トランシット及び光波測距儀等により測定する場合は㊸による。 備考 : 自動位置決め装置の作動状況が確認されていれば不要。
港湾工事出来形管理基準 1. 共通の工種 1-1 圧密・排水工	工種 4. ペーパードレーン 管理項目:天端高、先端深度 備考 : +;設計値より浅いことをいう。-;設計値より深いことをいう。	工種 4. ペーパードレーン 管理項目:天端高、先端深度 備考 : +;設計値より浅い(高い)ことをいう。-;設計値より深い(低い)ことをいう。( )は陸上。
港湾工事出来形管理基準 1. 共通の工種 1-1 圧密・排水工	工種 6. グラベルドレーン 管理項目:位置 測定方法: トランシット及び光波測距儀等により測定 許容範囲: ㊸による。 備考 : 自動位置決め装置を使用している場合、その作動状況が 確認されていれば不要	工種 6. グラベルドレーン 管理項目:位置 測定方法: 自動位置決め装置による。 許容範囲: トランシット及び光波測距儀等により測定する場合は㊸による。 備考 : 自動位置決め装置の作動状況が確認されていれば不要。

行又は項目	現行	改訂
港湾工事出来形管理基準 1. 共通の工程 1-1 圧密・排水工	工種 6. グラベルドレーン 管理項目:天端高、先端深度 備考: +;設計値より浅いことをいう。-;設計値より深いことをいう。	工種 6. グラベルドレーン 管理項目:天端高、先端深度 備考: +;設計値より浅い(高い)ことをいう。-;設計値より深い(低い)ことをいう。( )は陸上。
港湾工事出来形管理基準 1. 共通の工程 1-2 締固工	工種 1. ロッドコンパクション 管理項目:先端深度 備考: +;設計値より浅いことをいう。-;設計値より深いことをいう。	工種 1. ロッドコンパクション 管理項目:先端深度 備考: +;設計値より浅い(高い)ことをいう。-;設計値より深い(低い)ことをいう。( )は陸上。
港湾工事出来形管理基準 1. 共通の工程 1-2 締固工	工種 2. サンドコンパクションパイル 管理項目:位置 測定方法: トランシット、光波測距儀により測定 許容範囲: 備考: 様式・出来形1-1-2参照 自動位置決め装置を使用している場合、その作動状況が確認されていれば不要	工種 2. サンドコンパクションパイル 管理項目:位置 測定方法: 自動位置決め装置による。 許容範囲: 様式・出来形1-1-2参照。トランシット及び光波測距儀等により測定する場合は(特)による。
港湾工事出来形管理基準 1. 共通の工程 1-2 締固工	工種 2. サンドコンパクションパイル 管理項目:天端高、先端深度 備考: +;設計値より浅いことをいう。-;設計値より深いことをいう。	工種 2. サンドコンパクションパイル 管理項目:天端高、先端深度 備考: +;設計値より浅い(高い)ことをいう。-;設計値より深い(低い)ことをいう。( )は陸上。
港湾工事出来形管理基準 1. 共通の工程 1-3 固化工	工種 1. 深層混合処理杭 管理項目:位置 測定方法: トランシット及び光波測距儀により測定 許容範囲: 備考: 様式・出来形1-3-1参照 自動位置決め装置を使用している場合、その作動状況が確認されていれば不要	工種 1. 深層混合処理杭 管理項目:位置 測定方法: 自動位置決め装置による。 許容範囲: 様式・出来形1-3-1参照。トランシット及び光波測距儀等により測定する場合は(特)による。 備考: 自動位置決め装置の作動状況が確認されていれば不要
港湾工事出来形管理基準 1. 共通の工程 1-3 固化工	工種 1. 深層混合処理杭 管理項目:天端高、先端深度 備考: +;設計値より浅いことをいう。-;設計値より深いことをいう。	工種 1. 深層混合処理杭 管理項目:天端高、先端深度 備考: +;設計値より浅い(高い)ことをいう。-;設計値より深い(低い)ことをいう。( )は陸上。
港湾工事出来形管理基準 1. 共通の工程 1-4 洗掘防止工	工種 1. 洗掘防止 管理項目:重ね幅 許容範囲:50cm以上(アスファルトマット・繊維系マット) 30cm以上(合成樹脂系マット)	工種 1. 洗掘防止 管理項目:重ね幅 許容範囲:50cm以上(アスファルトマット・繊維系マット、ゴムマット) 30cm以上(合成樹脂系マット)
港湾工事出来形管理基準 1. 共通の工程 1-9 控工	工種 3. プレキャストコンクリート控壁 管理項目:法線に対する出入り 測定方法:スチールテープ等により測定	工種 3. プレキャストコンクリート控壁 管理項目:法線に対する出入り 測定方法:トランシット、スチールテープ等により測定

行又は項目	現行	改訂
港湾工事出来形管理基準 1. 共通の工種 1-10 鋼杭工	工種 2. 鋼杭 管理項目 : 打込記録 測定方法 ④ 第1編 5-3-14-3-(8) 測定密度 ④ 第1編 5-3-16-2-9支持杭は全数、支持杭以外は20本に1本	工種 2. 鋼杭 管理項目 : 打込記録 測定方法 ④ 第1編 5-3-15-2-(8) 測定密度 : 20本に1本
港湾工事出来形管理基準 2. 土捨工	2. 土捨工	2. 土捨工 管理基準なし
港湾工事出来形管理基準 4. 基礎工 4-3 基礎捨石工	工種 1. 基礎捨石(均しを行わない面) 管理項目 : 延長 測定密度 : 法線上	工種 1. 基礎捨石(均しを行わない面) 管理項目 : 延長 測定密度 : 法線上又は監督職員の指示による。
港湾工事出来形管理基準 4. 基礎工 4-3 基礎捨石工	工種 2. 捨石本均し 管理項目 : 延長 測定密度 : 法線上	工種 2. 捨石本均し 管理項目 : 延長 測定密度 : 法線上又は監督職員の指示による。
港湾工事出来形管理基準 4. 基礎工 4-3 基礎捨石工	工種 3. 捨石荒均し 管理項目 : 延長 測定密度 : 法線上	工種 3. 捨石荒均し 管理項目 : 延長 測定密度 : 法線上又は監督職員の指示による。
港湾工事出来形管理基準 5. 本体工 5-1 ケーソン製作工	工種 3. ケーソン製作 管理項目 : パラスト 測定密度 : レベル等により測定	工種 3. ケーソン製作 管理項目 : パラスト 測定密度 : レベル、レッド等により測定
港湾工事出来形管理基準 8. 本体工 8-3 捨ブロック工	工種 1. 捨ブロック製作 管理項目 : 対角線 測定密度 : 型枠取外し後全数10個に1個以上測定	工種 1. 捨ブロック製作 管理項目 : 対角線 測定密度 : 型枠取外し後10個に1個以上測定
港湾工事出来形管理基準 8. 本体工 8-3 捨ブロック工	工種 1. 捨ブロック製作 管理項目 : ブロック外観(異形ブロック) 測定密度 : 全数	工種 1. 捨ブロック製作 管理項目 : ブロック外観(異形ブロック) 測定密度 : 10個に1個以上測定
港湾工事出来形管理基準 13. 被覆・根固工 13-1 被覆石工	工種 2. 被覆石均し 管理項目 : 延長 測定密度 : 天端中心上	工種 2. 被覆石均し 管理項目 : 延長 測定密度 : 天端中心上又は監督職員の指示による。

行又は項目	現行	改訂
港湾工事出来形管理基準 13. 被覆・根固工 13-1 被覆石工	工種 2. 被覆石均し 管理項目：天端面 許容範囲： ±50cm 岸壁前面 +0、20cm又は <sup>特</sup> による。	工種 2. 被覆石均し 管理項目：天端面 許容範囲： ±50cm、 岸壁前面 +0  、-20cm又は <sup>特</sup> による。
港湾工事出来形管理基準 13. 被覆・根固工 13-3 根固ブロック工	工種 1. 根固ブロック製作 管理項目：幅、高さ、長さ、壁厚 測定密度：10個に1個以上測定	工種 1. 根固ブロック製作 管理項目：幅、高さ、長さ、壁厚 測定密度： <b>型枠取外し後全数</b>
港湾工事出来形管理基準 13. 被覆・根固工 13-3 根固ブロック工	工種 1. 根固ブロック製作 管理項目：対角線 測定密度：10個に1個以上測定	工種 1. 根固ブロック製作 管理項目：対角線 測定密度： <b>型枠取外し後全数</b>
港湾工事出来形管理基準 17. 裏込工 17-1 裏込工	工種 1. 裏込材(均し行わない面) 管理項目：延長 測定密度：天端中心上	工種 1. 裏込材(均し行わない面) 管理項目：延長 測定密度：天端中心上 <b>又は監督職員の指示による。</b>
港湾工事出来形管理基準 17. 裏込工 17-1 裏込工	工種 2. 裏込均し 管理項目：延長 測定密度：天端中心上	工種 2. 裏込均し 管理項目：延長 測定密度：天端中心上 <b>又は監督職員の指示による。</b>
港湾工事出来形管理基準 17. 裏込工 17-3 裏埋土工	工種 1. 土砂掘削 2. 土砂盛土 管理項目：基準高	工種 1. 土砂掘削 2. 土砂盛土 管理項目： <b>地盤高</b>
港湾工事出来形管理基準 25. 浚渫工 25-1 ポンプ浚渫工	工種 1. ポンプ浚渫 管理項目：水深(底面) 結果の整理方法： 結果の整理方法：業務共通仕様書2-2-5 平面図に実測値を記入し提出	工種 1. ポンプ浚渫 管理項目：水深(底面) 結果の整理方法： 結果の整理方法：業務共通仕様書 <b>第2編1-2-5の6</b> 平面図に実測値を記入し提出
港湾工事出来形管理基準 25. 浚渫工 25-1 ポンプ浚渫工	工種 1. ポンプ浚渫 管理項目：(法面) 結果の整理方法： 結果の整理方法：業務共通仕様書2-2-5 平面図に実測値を記入し提出	工種 1. ポンプ浚渫 管理項目：(法面) 結果の整理方法： 結果の整理方法：業務共通仕様書 <b>第2編1-2-5の6</b> 平面図に実測値を記入し提出

行又は項目	現行	改訂
港湾工事出来形管理基準 目次	1-13 コンクリート舗装 …………… 2-230	1-13 コンクリート舗装 …………… 2-300
	1-15 植生工 …………… 2-304 3. 海上地盤改良工	1-15 植生工 …………… 2-304 2. 土捨工 …………… 2-306 3. 海上地盤改良工
港湾工事出来形管理基準 目次 [ 参 考 ]	様式・出来形 17-3-1 ;土砂掘削出来形管理表 …………… 2-353	様式・出来形 17-3-1 ;土砂掘削出来形管理表 …………… 2-393
港湾工事出来形管理基準 1. 共通の工程 1-1 圧密・排水工	工種 1. サンドドレーン 管理項目:位置 測定方法: トランシット及び光波測距儀等により測定 許容範囲: ㊸による。 備考 : 自動位置決め装置を使用している場合、その作動状況が 確認されていれば不要	工種 1. サンドドレーン 管理項目:位置 測定方法: 自動位置決め装置による。 許容範囲: トランシット及び光波測距儀等により測定する場合は㊸による。 備考 : 自動位置決め装置の作動状況が確認されていれば不要。
港湾工事出来形管理基準 1. 共通の工程 1-1 圧密・排水工	工種 1. サンドドレーン 管理項目:天端高、先端深度 備考 : +;設計値より浅いことをいう。-;設計値より深いことをいう。	工種 1. サンドドレーン 管理項目:天端高、先端深度 備考 : +;設計値より浅い(高い)ことをいう。-;設計値より深い(低い)ことをいう。( )は陸上。
港湾工事出来形管理基準 1. 共通の工程 1-1 圧密・排水工	工種 4. ペーパードレーン 管理項目:位置 測定方法: トランシット及び光波測距儀等により測定 許容範囲: ㊸による。 備考 : 自動位置決め装置を使用している場合、その作動状況が 確認されていれば不要	工種 4. ペーパードレーン 管理項目:位置 測定方法: 自動位置決め装置による。 許容範囲: トランシット及び光波測距儀等により測定する場合は㊸による。 備考 : 自動位置決め装置の作動状況が確認されていれば不要。
港湾工事出来形管理基準 1. 共通の工程 1-1 圧密・排水工	工種 4. ペーパードレーン 管理項目:天端高、先端深度 備考 : +;設計値より浅いことをいう。-;設計値より深いことをいう。	工種 4. ペーパードレーン 管理項目:天端高、先端深度 備考 : +;設計値より浅い(高い)ことをいう。-;設計値より深い(低い)ことをいう。( )は陸上。
港湾工事出来形管理基準 1. 共通の工程 1-1 圧密・排水工	工種 6. グラベルドレーン 管理項目:位置 測定方法: トランシット及び光波測距儀等により測定 許容範囲: ㊸による。 備考 : 自動位置決め装置を使用している場合、その作動状況が 確認されていれば不要	工種 6. グラベルドレーン 管理項目:位置 測定方法: 自動位置決め装置による。 許容範囲: トランシット及び光波測距儀等により測定する場合は㊸による。 備考 : 自動位置決め装置の作動状況が確認されていれば不要。

行又は項目	現行	改訂
港湾工事出来形管理基準 1. 共通の工程 1-1 圧密・排水工	工種 6. グラベルドレーン 管理項目:天端高、先端深度 備考 : +;設計値より浅いことをいう。-;設計値より深いことをいう。	工種 6. グラベルドレーン 管理項目:天端高、先端深度 備考 : +;設計値より浅い(高い)ことをいう。-;設計値より深い(低い)ことをいう。( )は陸上。
港湾工事出来形管理基準 1. 共通の工程 1-2 締固工	工種 1. ロッドコンパクション 管理項目:先端深度 備考 : +;設計値より浅いことをいう。-;設計値より深いことをいう。	工種 1. ロッドコンパクション 管理項目:先端深度 備考 : +;設計値より浅い(高い)ことをいう。-;設計値より深い(低い)ことをいう。( )は陸上。
港湾工事出来形管理基準 1. 共通の工程 1-2 締固工	工種 2. サンドコンパクションパイル 管理項目:位置 測定方法: トランシット、光波測距儀により測定 許容範囲: 備考 : 様式・出来形1-1-2参照 自動位置決め装置を使用している場合、その作動状況が確認されていれば不要	工種 2. サンドコンパクションパイル 管理項目:位置 測定方法: 自動位置決め装置による。 許容範囲: 様式・出来形1-1-2参照。トランシット及び光波測距儀等により測定する場合は(特)による。
港湾工事出来形管理基準 1. 共通の工程 1-2 締固工	工種 2. サンドコンパクションパイル 管理項目:天端高、先端深度 備考 : +;設計値より浅いことをいう。-;設計値より深いことをいう。	工種 2. サンドコンパクションパイル 管理項目:天端高、先端深度 備考 : +;設計値より浅い(高い)ことをいう。-;設計値より深い(低い)ことをいう。( )は陸上。
港湾工事出来形管理基準 1. 共通の工程 1-3 固化工	工種 1. 深層混合処理杭 管理項目:位置 測定方法: トランシット及び光波測距儀により測定 許容範囲: 備考 : 様式・出来形1-3-1参照 自動位置決め装置を使用している場合、その作動状況が確認されていれば不要	工種 1. 深層混合処理杭 管理項目:位置 測定方法: 自動位置決め装置による。 許容範囲: 様式・出来形1-3-1参照。トランシット及び光波測距儀等により測定する場合は(特)による。 備考 : 自動位置決め装置の作動状況が確認されていれば不要
港湾工事出来形管理基準 1. 共通の工程 1-3 固化工	工種 1. 深層混合処理杭 管理項目:天端高、先端深度 備考 : +;設計値より浅いことをいう。-;設計値より深いことをいう。	工種 1. 深層混合処理杭 管理項目:天端高、先端深度 備考 : +;設計値より浅い(高い)ことをいう。-;設計値より深い(低い)ことをいう。( )は陸上。
港湾工事出来形管理基準 1. 共通の工程 1-4 洗掘防止工	工種 1. 洗掘防止 管理項目:重ね幅 許容範囲:50cm以上(アスファルトマット・繊維系マット) 30cm以上(合成樹脂系マット)	工種 1. 洗掘防止 管理項目:重ね幅 許容範囲:50cm以上(アスファルトマット・繊維系マット、ゴムマット) 30cm以上(合成樹脂系マット)
港湾工事出来形管理基準 1. 共通の工程 1-9 控工	工種 3. プレキャストコンクリート控壁 管理項目:法線に対する出入り 測定方法: スチールテープ等により測定	工種 3. プレキャストコンクリート控壁 管理項目:法線に対する出入り 測定方法: トランシット、スチールテープ等により測定

行又は項目	現行	改訂
港湾工事出来形管理基準 1. 共通の工種 1-10 鋼杭工	工種 2. 鋼杭 管理項目 : 打込記録 測定方法 ④ 第1編 5-3-14-3-(8) 測定密度 ④ 第1編 5-3-16-2-9支持杭は全数、支持杭以外は20本に1本	工種 2. 鋼杭 管理項目 : 打込記録 測定方法 ④ 第1編 5-3-15-2-(8) 測定密度 : 20本に1本
港湾工事出来形管理基準 2. 土捨工	2. 土捨工	2. 土捨工 管理基準なし
港湾工事出来形管理基準 4. 基礎工 4-3 基礎捨石工	工種 1. 基礎捨石(均しを行わない面) 管理項目 : 延長 測定密度 : 法線上	工種 1. 基礎捨石(均しを行わない面) 管理項目 : 延長 測定密度 : 法線上又は監督職員の指示による。
港湾工事出来形管理基準 4. 基礎工 4-3 基礎捨石工	工種 2. 捨石本均し 管理項目 : 延長 測定密度 : 法線上	工種 2. 捨石本均し 管理項目 : 延長 測定密度 : 法線上又は監督職員の指示による。
港湾工事出来形管理基準 4. 基礎工 4-3 基礎捨石工	工種 3. 捨石荒均し 管理項目 : 延長 測定密度 : 法線上	工種 3. 捨石荒均し 管理項目 : 延長 測定密度 : 法線上又は監督職員の指示による。
港湾工事出来形管理基準 5. 本体工 5-1 ケーソン製作工	工種 3. ケーソン製作 管理項目 : パラスト 測定密度 : レベル等により測定	工種 3. ケーソン製作 管理項目 : パラスト 測定密度 : レベル、レッド等により測定
港湾工事出来形管理基準 8. 本体工 8-3 捨ブロック工	工種 1. 捨ブロック製作 管理項目 : 対角線 測定密度 : 型枠取外し後全数10個に1個以上測定	工種 1. 捨ブロック製作 管理項目 : 対角線 測定密度 : 型枠取外し後10個に1個以上測定
港湾工事出来形管理基準 8. 本体工 8-3 捨ブロック工	工種 1. 捨ブロック製作 管理項目 : ブロック外観(異形ブロック) 測定密度 : 全数	工種 1. 捨ブロック製作 管理項目 : ブロック外観(異形ブロック) 測定密度 : 10個に1個以上測定
港湾工事出来形管理基準 13. 被覆・根固工 13-1 被覆石工	工種 2. 被覆石均し 管理項目 : 延長 測定密度 : 天端中心上	工種 2. 被覆石均し 管理項目 : 延長 測定密度 : 天端中心上又は監督職員の指示による。

行又は項目	現行	改訂
港湾工事出来形管理基準 13. 被覆・根固工 13-1 被覆石工	工種 2. 被覆石均し 管理項目：天端面 許容範囲： ±50cm 岸壁前面 +0、20cm又は <sup>特</sup> による。	工種 2. 被覆石均し 管理項目：天端面 許容範囲： ±50cm、 岸壁前面 +0 $\rightarrow$ 、-20cm又は <sup>特</sup> による。
港湾工事出来形管理基準 13. 被覆・根固工 13-3 根固ブロック工	工種 1. 根固ブロック製作 管理項目：幅、高さ、長さ、壁厚 測定密度：10個に1個以上測定	工種 1. 根固ブロック製作 管理項目：幅、高さ、長さ、壁厚 測定密度： <b>型枠取外し後全数</b>
港湾工事出来形管理基準 13. 被覆・根固工 13-3 根固ブロック工	工種 1. 根固ブロック製作 管理項目：対角線 測定密度：10個に1個以上測定	工種 1. 根固ブロック製作 管理項目：対角線 測定密度： <b>型枠取外し後全数</b>
港湾工事出来形管理基準 17. 裏込工 17-1 裏込工	工種 1. 裏込材(均し行わない面) 管理項目：延長 測定密度：天端中心上	工種 1. 裏込材(均し行わない面) 管理項目：延長 測定密度：天端中心上 <b>又は監督職員の指示による。</b>
港湾工事出来形管理基準 17. 裏込工 17-1 裏込工	工種 2. 裏込均し 管理項目：延長 測定密度：天端中心上	工種 2. 裏込均し 管理項目：延長 測定密度：天端中心上 <b>又は監督職員の指示による。</b>
港湾工事出来形管理基準 17. 裏込工 17-3 裏埋土工	工種 1. 土砂掘削 2. 土砂盛土 管理項目：基準高	工種 1. 土砂掘削 2. 土砂盛土 管理項目： <b>地盤高</b>
港湾工事出来形管理基準 25. 浚渫工 25-1 ポンプ浚渫工	工種 1. ポンプ浚渫 管理項目：水深(底面) 結果の整理方法：結果の整理方法：業務共通仕様書2-2-5 平面図に実測値を記入し提出	工種 1. ポンプ浚渫 管理項目：水深(底面) 結果の整理方法：結果の整理方法：業務共通仕様書 <b>第2編1-2-5の6</b> 平面図に実測値を記入し提出
港湾工事出来形管理基準 25. 浚渫工 25-1 ポンプ浚渫工	工種 1. ポンプ浚渫 管理項目：(法面) 結果の整理方法：結果の整理方法：業務共通仕様書2-2-5 平面図に実測値を記入し提出	工種 1. ポンプ浚渫 管理項目：(法面) 結果の整理方法：結果の整理方法：業務共通仕様書 <b>第2編1-2-5の6</b> 平面図に実測値を記入し提出

行又は項目	現行	改訂
港湾工事写真管理基準 2. 無筋・鉄筋コンクリート 2-1 レディーミクストコンクリート	注意事項及び説明: 但し、JIS工場の場合は省略。	注意事項及び説明: 但し、JIS <b>マーク表示認証</b> 工場の場合は省略
港湾工事写真管理基準 2. 無筋・鉄筋コンクリート 2-4 運搬打設工	撮影項目: 運搬 注意事項及び説明: 但し、JIS工場の場合は省略。	撮影項目: 運搬 注意事項及び説明: 但し、JIS <b>マーク表示認証</b> 工場の場合は省略
港湾工事写真管理基準 2. 無筋・鉄筋コンクリート 2-7 コンクリートの品質管理	撮影項目: 試験練り 注意事項及び説明: 但し、JIS工場の場合は省略	撮影項目: 試験練り 注意事項及び説明: 但し、JIS <b>マーク表示認証</b> 工場の場合は省略
港湾工事写真管理基準 3. 一般施工 3-1 共通の工種 3. 揚土土捨工	工種: 1)バージアンローダー揚土  撮影項目: バージアンローダー揚土、空気圧送揚土	工種: 1) <b>バージアンローダ</b> 揚土  撮影項目: <b>バージアンローダ</b> 揚土、空気圧送揚土
港湾工事写真管理基準 3. 一般施工 3-1 共通の工種 10. 蓋ブロック工	工種: 3)間詰コンクリート 注意事項及び説明: 3-1-10蓋コンクリート工の関連事項を適用する。	工種: 3)間詰コンクリート 注意事項及び説明: 3-1- <b>9</b> 蓋コンクリート工の関連事項を適用する。
港湾工事写真管理基準 3. 一般施工 3-3 海上地盤改良工 4. 揚土土捨工	工種: 1)土砂掘削 注意事項及び説明: 3-1-1浚渫土工 1)土砂掘削を適用する。  工種: 2)土砂盛土 注意事項及び説明: 3-1-1浚渫土工 2)土砂盛土を適用する。	工種: 1)土砂掘削 注意事項及び説明: 3- <b>17-3</b> <b>裏埋土工</b> 1)土砂掘削を適用する。  工種 2)土砂盛土 注意事項及び説明: 3- <b>17-3</b> <b>裏埋土工</b> 2)土砂盛土を適用する。
港湾工事写真管理基準 3. 一般施工 3-5 本体工(ケーソン式) 1. ケーソン製作工	工種: 5)足場 撮影区分:(記載なし)	工種: 5)足場 撮影区分: <b>施工管理</b>
港湾工事写真管理基準 3. 一般施工 3-6 本体工(ブロック式) 1. 本体ブロック製作工	工種: 2)足場 撮影区分:(記載なし)	工種: 2)足場 撮影区分: <b>施工管理</b>

行又は項目	現行	改訂
港湾工事写真管理基準 3. 一般施工 3-7 本体工(場所打式) 1. 場所打コンクリート工	工種: 1)足場 撮影区分:(記載なし)	工種: 1)足場 撮影区分: <b>施工管理</b>
港湾工事写真管理基準 3. 一般施工 3-14 上部工 1. 上部コンクリート工	工種: 2)足場 撮影区分:(記載なし)	工種: 2)足場 撮影区分: <b>施工管理</b>
港湾工事写真管理基準 3. 一般施工 3-17 裏込・裏埋工	工種: 1)土砂掘削 撮影項目:埋戻し及び裏込め 注意事項及び説明: 各作業状況が判明できるように撮影 埋没物等は、その状況が判明できるように撮影	工種: 1)土砂掘削 撮影項目:埋戻し及び裏 <b>埋</b> め 注意事項及び説明: 各作業状況が判明できるように撮影 埋 <b>設</b> 物等は、その状況が判明できるように撮影
港湾工事写真管理基準 3. 一般施工 3-26 埋立工 7. 揚土埋立工	工種: 1)バージアンローダー揚土 注意事項及び説明: 3-1-3揚土土捨工 1)バージアンローダー揚土を適用する。	工種: 1) <b>バージアンローダ</b> 揚土 注意事項及び説明: 3-1-3揚土土捨工 1) <b>バージアンローダ</b> 揚土を適用する。

行又は項目	現行	改訂																																									
<p>第1編 共通編 第2章 材料 第1節 適用</p>	<p>工事に使用する材料は、設計図書に品質規格を特に明示した場合を除き、この共通仕様書に示す規格に適合したもの、又はこれらと同等品以上の品質を有しなければならない。なお、請負者が同等品以上の品質を有するものとして、外国で生産された建設資材を用いる場合は、外国産資材の品質審査・証明事業を実施する機関が発行する外国産資材品質審査証明書(以下「外国産資材品質審査証明書」という。)あるいは、海外建設資材品質審査・証明事業を実施する機関が発行する海外建設資材品質審査証明書(以下「海外建設資材品質審査証明書」という。)を材料の品質を証明する資料とすることができる。</p> <p>ただし、監督職員が<b>承認</b>した材料及び設計図書に明示されていない仮設材料については除くものとする。また、JIS規格が定まっていない建設資材のうち、海外のJIS認定工場以外で生産された建設資材を使用する場合は、外国産資材品質審査証明書あるいは、海外建設資材品質審査証明書<b>を提出</b>しなければならない。ただし、JIS認定外の製品として生産・納入されている建設資材については、外国産資材品質審査証明書、海外建設資材品質審査証明書あるいは、日本国内の公的機関で実施した試験結果資料を<b>提出</b>するものとする。</p>	<p>工事に使用する材料は、設計図書に品質規格を特に明示した場合を除き、この共通仕様書に示す規格に適合したもの、又はこれらと同等品以上の品質を有しなければならない。なお、請負者が同等品以上の品質を有するものとして、外国で生産された建設資材を用いる場合は、外国産資材の品質審査・証明事業を実施する機関が発行する外国産資材品質審査証明書(以下「外国産資材品質審査証明書」という。)あるいは、海外建設資材品質審査・証明事業を実施する機関が発行する海外建設資材品質審査証明書(以下「海外建設資材品質審査証明書」という。)を材料の品質を証明する資料とすることができる。</p> <p>ただし、監督職員が<b>承認</b>した材料及び設計図書に明示されていない仮設材料については除くものとする。また、JIS規格が定まっていない建設資材のうち、海外のJIS<b>マーク表示認証</b>工場以外で生産された建設資材を使用する場合は、外国産資材品質審査証明書あるいは、海外建設資材品質審査証明書<b>を提出</b>しなければならない。ただし、JIS <b>マーク表示認証</b>外の製品として生産・納入されている建設資材については、外国産資材品質審査証明書、海外建設資材品質審査証明書あるいは、日本国内の公的機関で実施した試験結果資料を<b>提出</b>するものとする。<b>注)ゴム防振材については、品質規定の変更(世界標準PIANC2002へ準拠)に伴い、ゴム防振材耐久性証明書が必要となるため、移行期間として平成24年3月31日までは、従前のとおり港湾工事共通仕様書(21年4月)によることができるものとする。</b></p>																																									
<p>第1編 共通編 第2章 材料 第13節 防振材 2-13-1 ゴム防振材</p>	<p>1. 防振材に使用するゴムは、次によるものとする。 (2)ゴムは、耐老化性、耐海水性、耐油性及び耐磨耗性等を有しなければならない。</p>	<p><b>注)ゴム防振材については、平成24年3月31日までは従前のとおり港湾工事共通仕様書(21年4月)によることができるものとする。</b></p> <p>1. 防振材に使用するゴムは、次によるものとする。 (2)ゴムは、耐老化性、耐海水性・<b>耐オゾン性を有し、更に表面に使用するゴムは、耐摩耗性等を有しなければならない。</b></p>																																									
<p>第1編 共通編 第2章 材料 第13節 防振材 2-13-1 ゴム防振材</p>	<p>3. ゴムの物理的性質は、次によらなければならない。 (2)物理試験は、「表2-8ゴムの物理的性質」の試験項目を「JIS K 6250 ゴム-物理試験方法通則」「JIS K 6251-2004 加硫ゴム及び熱可塑性ゴム-引張特性の求め方」「JIS K 6253-2006 加硫ゴム及び熱可塑性ゴムの硬さ試験方法」「JIS K 6257-2003 加硫ゴム及び熱可塑性ゴム-熱老化特性の求め方」「JIS K 6262 加硫ゴム及び熱可塑性ゴムの永久ひずみ試験方法」によって行わなければならない。なお、硬さ、老化及び圧縮永久ひずみ試験は、次の方法によらなければならない。</p> <p>硬さ試験(JIS K 6253) デュロメータ硬さ試験(タイプA) 老化試験(JIS K 6257) ノーマルオープン法試験 試験温度 :70±1℃ 試験時間 :96<sup>0</sup>/<sub>-2</sub>時間</p> <p>圧縮永久ひずみ試験(JIS K 6262) 熱処理温度:70±1℃ 熱処理時間:24<sup>0</sup>/<sub>-2</sub>時間</p>	<p>3. ゴムの物理的性質は、次によらなければならない。 (2)物理試験は、「表2-8ゴムの物理的性質」の試験項目を「JIS K 6250 ゴム-物理試験方法通則」「JIS K 6251 加硫ゴム及び熱可塑性ゴム-引張特性の求め方」「JIS K 6253 加硫ゴム及び熱可塑性ゴム-<b>硬さの求め方</b>」「JIS K 6257 加硫ゴム及び熱可塑性ゴム-熱老化特性の求め方」「JIS K 6259 加硫ゴム及び熱可塑性ゴム-<b>耐オゾン性の求め方</b>」によって行わなければならない。なお、硬さ、老化及び<b>耐オゾン性</b>試験は、次の方法によらなければならない。</p> <p>硬さ試験 (JIS K 6253) デュロメータ硬さ試験(タイプA) 老化試験 (JIS K 6257) ノーマルオープン法A-2試験 試験温度 :70±1℃ 試験時間 :96<sup>+0</sup>/<sub>-2</sub>時間</p> <p><b>耐オゾン試験 (JIS K 6259) オゾン濃度 :50±5pphm 試験温度 :40±2℃ 試験時間 :72時間 伸 度 :20±2%伸長</b></p>																																									
	<p>表2-8 ゴムの物理的性質</p> <table border="1" data-bbox="275 986 701 1106"> <thead> <tr> <th>試験項目</th> <th>基準値</th> <th>試験規格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>引張強さ</td> <td>16MPa以上</td> <td>JIS K 6251</td> </tr> <tr> <td>伸び</td> <td>350%以上</td> <td>JIS K 6251</td> </tr> <tr> <td>硬さ</td> <td>72度以下</td> <td>JIS K 6253</td> </tr> <tr> <td>引張強さ</td> <td>老化前値の80%以上</td> <td>JIS K 6251</td> </tr> <tr> <td>伸び</td> <td>老化前値の80%以上</td> <td>JIS K 6251</td> </tr> <tr> <td>硬さ</td> <td>老化前値の+8度以内かつ76度以下</td> <td>JIS K 6253</td> </tr> <tr> <td>圧縮永久ひずみ試験</td> <td>30%以下</td> <td>JIS K 6262</td> </tr> </tbody> </table>	試験項目	基準値	試験規格	引張強さ	16MPa以上	JIS K 6251	伸び	350%以上	JIS K 6251	硬さ	72度以下	JIS K 6253	引張強さ	老化前値の80%以上	JIS K 6251	伸び	老化前値の80%以上	JIS K 6251	硬さ	老化前値の+8度以内かつ76度以下	JIS K 6253	圧縮永久ひずみ試験	30%以下	JIS K 6262	<p>表2-8 ゴムの物理的性質</p> <table border="1" data-bbox="1216 1002 1641 1106"> <thead> <tr> <th>試験項目</th> <th>基準値</th> <th>試験規格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">促進老化試験</td> <td>引張強さ</td> <td>加熱前値の80%以上</td> <td>JIS K 6251</td> </tr> <tr> <td>伸び</td> <td>加熱前値の80%以上</td> <td>JIS K 6251</td> </tr> <tr> <td>硬さ</td> <td>加熱前値の+8を越えないこと</td> <td>JIS K 6253</td> </tr> <tr> <td>耐オゾン性</td> <td>静的オゾン劣化</td> <td>72時間後に目視で割発生がないこと</td> <td>JIS K 6259</td> </tr> </tbody> </table>	試験項目	基準値	試験規格	促進老化試験	引張強さ	加熱前値の80%以上	JIS K 6251	伸び	加熱前値の80%以上	JIS K 6251	硬さ	加熱前値の+8を越えないこと	JIS K 6253	耐オゾン性	静的オゾン劣化	72時間後に目視で割発生がないこと	JIS K 6259
試験項目	基準値	試験規格																																									
引張強さ	16MPa以上	JIS K 6251																																									
伸び	350%以上	JIS K 6251																																									
硬さ	72度以下	JIS K 6253																																									
引張強さ	老化前値の80%以上	JIS K 6251																																									
伸び	老化前値の80%以上	JIS K 6251																																									
硬さ	老化前値の+8度以内かつ76度以下	JIS K 6253																																									
圧縮永久ひずみ試験	30%以下	JIS K 6262																																									
試験項目	基準値	試験規格																																									
促進老化試験	引張強さ	加熱前値の80%以上	JIS K 6251																																								
	伸び	加熱前値の80%以上	JIS K 6251																																								
	硬さ	加熱前値の+8を越えないこと	JIS K 6253																																								
耐オゾン性	静的オゾン劣化	72時間後に目視で割発生がないこと	JIS K 6259																																								
<p>第1編 共通編 第5章 一般施工 第1節 適用</p>	<p>4. 防振材の取付金具の種類、材質及び形状寸法は、設計図書の定めによるものとする。</p>	<p>4. ゴム防振材の耐久性は次の性能を有するものとする。耐久性を有することについて、請負者は<b>ゴム防振材耐久性証明事業</b>を実施する機関の証明書を事前に監督職員に<b>提出し、承認</b>を得なければならない。</p> <p>耐久性:市販されている形状・性能等級が同等な最小サイズ以上の防振材を用い、最大150秒間隔でメーカーの定める標準率まで3,000回の繰り返し圧縮試験を実施してもクラックや欠陥がないこと。</p> <p>5. 防振材の取付金具の種類、材質及び形状寸法は、設計図書の定めによるものとする。</p>																																									
<p>第1編 共通編 第5章 一般施工 第1節 適用</p>	<p>1. 本章は、各工事において共通的に使用する工程、土捨..... ..... .....雑工その他これらの類する工程について適用するものとする。</p>	<p>1. 本章は、各工事において共通的に使用する工程、土捨工..... ..... .....雑工その他これらの類する工程について適用するものとする。</p> <p><b>注)ゴム防振材については、品質規定の変更(世界標準PIANC2002へ準拠)に伴い、ゴム防振材耐久性証明書が必要となるため、移行期間として平成24年3月31日までは、従前のとおり港湾工事共通仕様書(21年4月)によることができるものとする。</b></p>																																									

別添-1

行又は項目	現行	改訂																										
第1編 共通編 第5章 一般施工 第17節 付属工 5-17-3 防眩材工	<p>1. 防眩材</p> <p>(1) 製作</p> <p>①ゴム防眩材</p> <p>ロ) ゴム防眩材の形状寸法及びボルト孔の寸法に関する許容範囲は、「表5-2形状寸法の許容範囲」及び「表5-3ボルト孔寸法の許容範囲」に示すとおりとする。</p> <div style="text-align: center;"> <table border="1" style="margin-bottom: 10px;"> <caption>表5-2 形状寸法の許容範囲</caption> <thead> <tr> <th>寸法</th> <th>長さ・幅・高さ</th> <th>肉厚</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">許容範囲</td> <td>+4%</td> <td>+8%</td> </tr> <tr> <td>-2%</td> <td>-2%</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>(ただし、300μ以下は、+10%、-5%)</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <caption>表5-3 ボルト孔寸法の許容範囲</caption> <thead> <tr> <th>寸法</th> <th>ボルト孔径</th> <th>ボルト孔中心間隔</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>許容範囲</td> <td>±2mm</td> <td>±4mm</td> </tr> </tbody> </table> </div>	寸法	長さ・幅・高さ	肉厚	許容範囲	+4%	+8%	-2%	-2%			(ただし、300μ以下は、+10%、-5%)	寸法	ボルト孔径	ボルト孔中心間隔	許容範囲	±2mm	±4mm	<p>1. 防眩材</p> <p>注) ゴム防眩材については、平成24年3月31日までは従前のとおり港湾工事共通仕様書(21年4月)によることができるものとする。</p> <p>(1) 製作</p> <p>① ゴム防眩材</p> <p>ロ) ゴム防眩材の形状寸法及びボルト孔の寸法に関する許容範囲は、「表5-2 形状寸法及びボルト孔寸法の許容範囲」に示すとおりとする。</p> <div style="text-align: center;"> <table border="1" style="margin-bottom: 10px;"> <caption>表5-2 形状寸法及びボルト孔寸法の許容範囲</caption> <thead> <tr> <th>寸法</th> <th>長さ・幅・高さ</th> <th>ボルト孔径</th> <th>ボルト孔中心間隔</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">許容範囲</td> <td>+4%</td> <td rowspan="2">±2mm</td> <td rowspan="2">±4mm</td> </tr> <tr> <td>-2%</td> </tr> </tbody> </table> </div>	寸法	長さ・幅・高さ	ボルト孔径	ボルト孔中心間隔	許容範囲	+4%	±2mm	±4mm	-2%
寸法	長さ・幅・高さ	肉厚																										
許容範囲	+4%	+8%																										
	-2%	-2%																										
		(ただし、300μ以下は、+10%、-5%)																										
寸法	ボルト孔径	ボルト孔中心間隔																										
許容範囲	±2mm	±4mm																										
寸法	長さ・幅・高さ	ボルト孔径	ボルト孔中心間隔																									
許容範囲	+4%	±2mm	±4mm																									
	-2%																											
第1編 共通編 第5章 一般施工 第17節 付属工 5-17-3 防眩材工	<p>(1) 製作</p> <p>① ゴム防眩材</p> <p>ハ) ゴム防眩材の性能試験は、次によらなければならない。</p> <p>(ロ) 試験は、防眩材の標準性能曲線により求まるエネルギー吸収値と反力値との比が最大となるまで圧縮しなければならぬ。性能は、圧縮中に吸収されたエネルギー及び発生した最大反力値をもって、表さなければならない。なお、性能試験による試験値は、規定値に対して、最大反力値はそれ以下、エネルギー吸収値はそれ以上でなければならない。</p>	<p>(1) 製作</p> <p>① ゴム防眩材</p> <p>ハ) ゴムの性能試験は、次によらなければならない。</p> <p>(ロ) 試験は、すくなくともメーカーが推奨する最大設計歪みまで圧縮を行うものとする。また、性能は防眩材に要求される吸収エネルギーとそれまでに発生した最大反力値をもって、表さなければならない。なお、性能曲線による試験値は、規定に対して、最大反力値はそれ以下、エネルギー吸収値はそれ以上でなければならない。</p>																										
第1編 共通編 第5章 一般施工 第17節 付属工 5-17-3 防眩材工		<p>(ハ) 防眩材の設計において、温度や接岸速度がゴム防眩材の性能に及ぼす影響を考慮している場合には、品質管理の観点温度係数・速度係数を表す性能を示すデータを事前に監督職員に提出し承諾を得なければならない。(「防眩材システム設計の指針2002(国際航路協会)参照」)</p>																										
第1編 共通編 第5章 一般施工 第17節 付属工 5-17-3 防眩材工	<p>(1) 製作</p> <p>① ゴム防眩材</p> <p>ニ) 請負者は、ゴム防眩材本体には、次の事項を表示しなければならない。</p> <p>(二) ゴム質</p>	<p>(1) 製作</p> <p>① ゴム防眩材</p> <p>ニ) 請負者は、ゴム防眩材本体には、次の事項を表示しなければならない。</p> <p>(二) 品番(タイプ、性能等級)</p>																										
第1編 共通編 第5章 一般施工 第17節 付属工 5-17-4 車止・縁金物工	<p>1. 車止・縁金物</p> <p>(1) 製作</p> <p>① 鋼製</p> <p>イ) 車止めは、溶融亜鉛めっきを施さなければならない。亜鉛の付着量は、「JIS H8641 溶融亜鉛めっき2種(HDZ55)」の550g/m<sup>2</sup>以上とする。また、試験方法は、「JIS H 0401 溶融亜鉛めっき試験方法」によらなければならない。</p>	<p>1. 車止・縁金物</p> <p>(1) 製作</p> <p>① 鋼製(溶融亜鉛めっき)</p> <p>イ) 亜鉛の付着量は、「JIS H8641 溶融亜鉛めっき2種(HDZ55)」の550g/m<sup>2</sup>以上とする。また、試験方法は、「JIS H 0401 溶融亜鉛めっき試験方法」によらなければならない。</p>																										

行又は項目	現行	改訂
港湾工事品質管理基準 12. 防眩材 12-1 ゴム防眩材	<p>区分 1) ゴム防眩材</p> <p>管理項目: 材質 の品質規格欄 JIS K 6262</p>	<p>区分 1) ゴム防眩材</p> <p>管理項目: 材質 の品質規格欄 JIS K 6259</p> <p>備考: 平成24年3月31日までは従前のとおり港湾工事共通仕様書(21年4月)によることができるものとする。</p>
	<p>区分 1) ゴム防眩材</p> <p>管理項目: 材質 の測定頻度欄 製造前</p> <p>ロットに使用した練りゴムより資料1セット</p>	<p>区分 1) ゴム防眩材</p> <p>管理項目: 材質 の測定頻度欄 製造前</p> <p>ロットに使用した練りゴムより資料1セット</p>
	<p>区分 1) ゴム防眩材</p> <p>管理項目: 形状寸法 の管理内容欄 長さ、幅、高さ、肉厚(測定可能なもの)、ボルトの穴径及び中心間隔等</p>	<p>区分 1) ゴム防眩材</p> <p>管理項目: 形状寸法 の管理内容欄 長さ、幅、高さ、ボルトの穴径及び中心間隔等</p>